

平成30年12月
警 察 庁

「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案」に対する意見の募集
結果について

警察庁において、平成30年8月6日から同年9月4日までの間、「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案」に対する意見の募集を行ったところ、19,628件の御意見を頂きました。

「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令」が公布されるに当たり、頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方を次のとおり公表いたします。

- 1 定めた命令等の題名
道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成30年内閣府令第58号）
- 2 命令等の案を公示した日
平成30年8月6日
- 3 頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方
頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方は、別紙のとおりです。
頂いた御意見については、必要に応じ整理・要約した上で掲載しています（頂いた御意見については、整理・要約をしていないものを警察庁情報公開室において閲覧に供します。）。
なお、今回の改正の内容に対する御意見以外の御意見については、今後の参考とさせていただきます。
- 4 頂いた御意見の総数及びその内訳
頂いた御意見の総数 19,628件
(内訳)

パブリックコメント意見提出フォーム	911件
電子メール	834件
F A X	10,548件
郵 送	7,335件

「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案」に対する御意見
及びこれに対する警察庁の考え方について

1 免許申請書等に添付する写真に関する特例の整備関係

免許申請書等に添付する写真に関する要件について、運転免許を受けようとする者等が宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭を識別することができる範囲内において頭部を布等で覆う者である場合には、無帽の要件を不要とすることについては、賛成の立場から、

- 宗教上の理由や病気の方への配慮として、良いことである。
- 医療上、宗教上の理由は理解できるが、特例の適用条件を明確にして運用すべき。

といった御意見があったほか、反対の立場から、

- 医療用の帽子についてはやむを得ないと考えるが、宗教上の理由については国の安全を優先するべきであり認めるべきではない。
- 全員が同じ条件のもとで写真を撮らないと不公平であるし、個人の証明にもつながらない。証明書類としての重要度、価値が薄れてしまうと考える。

といった御意見がありました。

個人識別の観点から、免許申請書等に添付する写真については「無帽」とされていますが、患者団体から医療用の帽子の着用を認めてほしいとの要望があり、また、旅券申請用写真についても、宗教上又は医療上の理由により頭部を布等で覆うことが認められているところです。

そこで、原案のとおり、免許申請書等に添付する写真について、医療上又は宗教上の理由がある者について、顔の輪郭が分かる範囲で頭部を布等で覆うことを認めることとし、今後、当該特例について、統一的な運用が図られるよう努めてまいります。

2 運転免許証の有効期間の末日に関する表示の見直し関係

(1) 改正の賛否について

運転免許証の有効期間の末日を西暦で表示することを可能とするため、当該末日のうち、不動文字の「平成」を記載しないこととする事については、賛成の立場から、

○ 元号では西暦何年か分からず不便。

といった御意見がありました。

一方で、反対の立場からの御意見が多数あり、

○ 運転免許証には、生年月日や交付日に元号が記載されている。有効期限だけ西暦表記とすることは混乱する。かえって、西暦一本化する流れを作ることから反対である。

○ 昭和から平成に改元された時には、「昭和」と記載されていた運転免許証も「平成」に読み替えて、有効期限まで使えるようにしていた。前回の例にならって対応すれば、西暦を導入する必要はない。

といった御意見がありました。

とりわけ、反対の御意見の中で、

○ 便利さからの西暦表記には反対であるが、やむを得ず西暦を使用する場合は、元号を原則として、西暦を併記すべき。

○ 生年月日や交付年月日が元号表記なので、有効期間だけ西暦表記にしても問題の解決にはならない。元号表記と西暦表記を併記すれば、解決すること。

といった御意見が多数ありました。

今回の改正は、我が国における外国人運転免許保有者数が増加するなどの情勢に鑑み、分かりやすいものとなるよう、マイナンバーカードと同様に、運転免許証の有効期間の末日の部分で西暦で表示することを可能とするものですが、これまでどおり、元号を表記すべきとの御意見が多数あることを踏まえ、多くの運転免許保有者に分かりやすい運転免許証の有効期間の表示とするため、西暦の次に括弧書きで元号の表示を行うこととします。

(2) その他

(1)の御意見のほか、

- 海外で年齢確認のために証明書を求められ免許証を見せたところ、元号表記であったため許可されなかった。生年月日が西暦記載であればありがたい。

といった御意見がありました。

運転免許証の生年月日については、従来より元号で表示しており、有効期間の末日以外の項目全てについて西暦を併記する見直しを直ちに行うことは、限られたスペースに見やすい表示を行うという観点から、困難であることを御理解いただきたいと思います。